

松江市告示第 472 号

松江市経営支援給付金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 370 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 22 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 給付金の交付の対象となる事業者 (以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、令和2年度松江市宿泊事業者等緊急支援給付金の給付を受ける者を除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国の持続化給付金(以下「持続化給付金」という。)の給付が決定した事業者 _ _____ _____ _____ _____</p> <p>であること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5条 給付金の交付を受けようとする者</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 給付金の交付の対象となる事業者 (以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、令和2年度松江市宿泊事業者等緊急支援給付金の給付を受ける者を除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国の持続化給付金(以下「持続化給付金」という。)の給付が決定した事業者<u>又は令和2年1月から3月までの間に創業した事業者のうち、4月から12月までの間のいずれかの月の売上高が創業月から3月までの間の月平均売上高に比して50パーセント以上減少している事業者</u>であること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5条 給付金の交付を受けようとする者</p>

(以下「申請者」という。)は、令和3年2月26日までに、経営支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、郵送により市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 持続化給付金の給付通知書の写し又はこれに代わる書類

(3)～(5) 略

2 規則第12条に規定する実績報告書は、前項第2号の持続化給付金の給付通知書の写し又はこれに代わる書類の提出により、その提出があったものとみなす。

(給付金の交付決定及び確定)

第6条 市長は、給付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、経営支援給付金交付決定兼確定通知書(様式第2号)又は経営支援給付金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定及び確定の取消し等)

第8条 略

2 市長は、前項の規定により、給付金の交付決定及び確定を取り消した場合において、既に給付金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、経営支援給付

(以下「申請者」という。)は、令和3年2月26日までに、経営支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、郵送により市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 持続化給付金の給付通知書の写し

(3) 令和2年1月から3月までの間に創業した事業者にあつては、売上明細書兼誓約書(様式第2号)

(4)～(6) 略

2 規則第12条に規定する実績報告書は、前項第2号の持続化給付金の給付通知書の写し又は前項第3号の売上明細兼誓約書の提出により、その提出があったものとみなす。

(給付金の交付決定及び確定)

第6条 市長は、給付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、給付金の交付の可否を決定するとともに、その額を確定し、経営支援給付金交付決定兼確定通知書(様式第3号)又は経営支援給付金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定及び確定の取消し等)

第8条 略

2 市長は、前項の規定により、給付金の交付決定及び確定を取り消した場合において、既に給付金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、経営支援給付

金返還命令書(様式第4号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

様式第1号(第5条関係)

経営支援給付金交付申請書兼請求書

略

略	
添付書類 (添付した書類について、右欄の□に☑をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 松江市内で事業を営んでいることが分かる書類
	<input type="checkbox"/> 持続化給付金の給付通知書の写し 又はこれに代わる書類
	<input type="checkbox"/> 松江市内に複数の営業所又は店舗を有し、20万円の給付金の交付を申請する場合は、複数の営業所又は店舗を有していることを証明する書類
	<input type="checkbox"/> 振込先金融機関口座を確認する書類
<input type="checkbox"/> その他	
略	

(注) ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号～様式第4号

金返還命令書(様式第5号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

様式第1号(第5条関係)

経営支援給付金交付申請書兼請求書

略

略	
添付書類 (添付した書類について、右欄の□に☑をつけてください。)	<input type="checkbox"/> 松江市内で事業を営んでいることが分かる書類
	<input type="checkbox"/> 持続化給付金の給付通知書の写し _____
	<input type="checkbox"/> 令和2年1月から3月までの間に創業した事業者にあつては、売上明細書兼誓約書(様式第2号)
	<input type="checkbox"/> 松江市内に複数の営業所又は店舗を有し、20万円の給付金の交付を申請する場合は、複数の営業所又は店舗を有していることを証明する書類
<input type="checkbox"/> 振込先金融機関口座を確認する書類	
<input type="checkbox"/> その他	
略	

(注) ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号(第5条関係)

様式第3号～様式第5号

附 則

この告示は、令和2年7月22日から施行する。